

## せん孔等工事に関する施行要領

### (目的)

第1条 この要領は、広島市水道局指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）が、配水管等から分岐して給水管を設ける工事及び当該取付口から宅地内までの工事並びに給水管撤去工事（掘削工、埋戻工、残土処理及び復旧工を含む。以下、「せん孔等工事」という。）を施行する場合の条件及び遵守事項を定める。

### (施行基準)

第2条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、広島市水道給水条例（昭和38年広島市条例第37号）、広島市水道給水条例施行規程（昭和38年広島市水道局規程第16号）、給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成9年広島市水道局規程第17号）、広島市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年広島市水道局規程第1号）、給水装置等の設計施工事務取扱要綱及びこの要領並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、せん孔等工事を施行すること。

### (せん孔等工事に従事する者)

第3条 指定工事事業者は、水道法施行規則第36条の2に規定する「技能を有する者」にせん孔等工事を施行させ、又は「技能を有する者」に当該工事に従事する他の者を実施に監督させるとともに技術指導を行わせること（本市における「技能を有する者」の資格要件は、給水装置等の設計施工事務取扱要綱の資料に記載）。また、せん孔等工事が確実で能率的に施行されるように作業員の編成、作業方法及び手順等を工夫し、責任施行の確立に努めること。

### (施行日)

第4条 指定工事事業者は、能力、地域等を勘案し、当該工事現場の関係機関と打ち合わせのうえ、せん孔等工事の施行予定日を決定すること。

なお、原則として施行日時は水道局開庁時間内とすること。やむを得ず、閉庁日に施行を行うときは、事前に水道局技術部のそれぞれの区域を所管する管理事務所

(以下「管理事務所」という。)と協議を行うこと。

(道路管理者等への協議等)

第5条 指定工事事業者は、せん孔等工事の施行前に道路管理者、所轄の警察署及び他企業埋設物管理者等の関係機関と協議すること。ただし、国が管理する道路を施行する場合の道路占用許可申請は、水道事業管理者が行うため、届出に必要な図面等の資料を管理事務所に提出すること。

(提出書類)

第6条 指定工事事業者は、各関係機関の許可を確認し、せん孔等工事の施行予定日を決定した後、せん孔等工事施行予定表（様式1）に必要事項を記入し、道路使用許可証の写しを添付（道路占用許可に特別な許可条件がある場合は、道路占用許可書の写しも添付する。）して、施行日の前日（施行日の前日が閉庁日にあたるときは、前閉庁日。）の午前中までに、管理事務所に提出すること。ただし、断水を伴う工事又は水道局閉庁時間以外で行う工事の場合は、遅くとも3日前までに管理事務所へ連絡すること。また閉庁日にせん孔工事を施行する場合は、理由書（様式3）を提出すること。

なお、天候又は現場状況等により、せん孔等工事を延期する場合は、速やかに管理事務所に連絡すること。

(工事監督員の指示)

第7条 指定工事事業者は、管理事務所の長が指名した工事監督員の指示を遵守すること。

(工事監督員の現地立会)

第8条 指定工事事業者によるせん孔等工事の施行にあたっては、工事監督員が現地立会を行う。ただし、サドル付分水栓若しくは不斷水T字管による不断水分岐工事又は分水栓止め、プラグ止め若しくはフランジ止めによる不断水撤去工事の場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、現地立会を行わない。

- (1) 国が管理する道路内で施行する場合。
- (2) 工事場所の状況、施工日時、指定工事事業者の施行実績及び施行能力等を勘

案し、管理事務所の長が現地立会を必要と判断した場合。

2 指定工事事業者は、責任を持って承認配管図面どおりのせん孔等工事を施行すること。

なお、埋設深さの規定値未満、承認配管図面どおりの配管が困難な場合又はやむを得ず道路内に止水栓を設置する必要が生じた場合等は、工事監督員に連絡をとり、その指示を仰ぐか現地立会の要請を行い、その指示に従うこと。

(報告書等)

第 9 条 指定工事事業者は、せん孔等工事を施行した場合は、次の各号に掲げる事項を管理事務所に連絡又は提出すること。

なお、指定日時が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。

- (1) 道路使用許可証の道路使用期間（時間）内に施行完了できない場合は工事監督員へ連絡すること。
- (2) せん孔等工事施工報告書（様式 2）については、施工日の翌日までに FAX 等で速報を提出するとともに、施工日の 1 週間以内に本書を提出すること。
- (3) 工事写真については、別に定めるせん孔等工事写真撮影要領に基づいて撮影し、施工日の 1 週間以内に工事監督員の確認を受けること。

(給水装置工事主任技術者の立会)

第 10 条 指定工事事業者は、配水管等への取付口の位置、口径、掘削範囲等の確認のため、原則として、給水装置工事主任技術者を立会させること。これによらない場合は、事前にせん孔等工事について、「技能を有する者」と綿密な打ち合わせを行い、当該工事が円滑に施行できるよう努めること。

(施行方法)

第 11 条 指定工事事業者は、せん孔等工事の施工にあたっては、給水装置等の設計施工事務取扱要綱に記載の掘削工、埋戻工、残土処理、復旧工、配管、水圧テスト、分岐、撤去、排水、漏水の有無、通水及び断水要領等の各項目を遵守し現場管理を行うこと。

2 断水を伴うせん孔等工事を施行する場合は、工事監督員と協議のうえ、事前に広

報等を十分に行い周知を図り、施行すること。

#### (安全対策)

第 12 条 指定工事事業者は、せん孔等工事の施行にあたっては、道路占用及び道路使用等の許可条件を遵守し、特に交通保安対策は、交通整理員の配置やバリケード等の設置その他の安全対策を講じること。また、酸素欠乏又は硫化水素が発生するおそれがあると判断したとき、又は関係機関から指示されたときは、酸素欠乏症等防止規則(昭和 47 年労働省令第 42 号)等により、換気設備等の対策を講じること。  
なお、雨天等による天候不良の場合は、事故防止のため、せん孔等工事を延期すること。

#### (注意事項)

第 13 条 指定工事事業者は、せん孔等工事の施行にあたっては、他の既設埋設物の確認を行い、誤って損傷を与えないよう特に留意し、現場において判断し難いときは、他の埋設物の管理者等の立会を求め、万一誤って事故が起こった場合は応急処置を行った後、被害を与えた他の埋設物の管理者及び所管の管理事務所をはじめ、関係機関へ速やかに連絡して、その指示を受けること。

#### (道路復旧検査)

第 14 条 指定工事事業者は、道路管理者の指示に従って舗装復旧を速やかに行い、完了届を提出し、その検査を受けること。ただし、国が管理する道路の完了届は、水道事業管理者が行うため、届出に必要な図面等の資料を管理事務所に提出すること。  
2 指定工事事業者は、道路管理者が行う道路復旧検査により手直しを命ぜられたときは、速やかにその指示に従うこと。

#### (瑕疵責任)

第 15 条 指定工事事業者は、せん孔等工事について、自己の原因による瑕疵又はその瑕疵による損害が生じたときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補修及び損害の賠償を行うこと。

(事故責任)

第 16 条 せん孔等工事に伴う事故の責任は、すべて指定工事事業者が負うものとし、その円滑な施行については、万全の措置をとらなければならない。

(委託の範囲)

第 17 条 指定工事事業者は、せん孔等工事の全部又は一部を他の指定工事事業者（以下「せん孔等工事施行業者」という。）に委託することができる。

(委託契約)

第 18 条 前条の定めにより委託を行う場合は、せん孔等工事施行業者との契約内容を明確に行い、作業の円滑化に努めること。

附則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## せん孔等工事施行予定表

令和 年 月 日 ( )曜日施行分

せん孔等工事施行指定工事事業者名

)

所管名 及び 施工時間	工事申込 指定工事 事業者名	整理番号 及び 給水種類	工 事 場 所	申込者名 せん孔等 施工担当	占用許可 番号・月日	道路使用 許可 番号・月日	道路種別	工種 口径 延長	誘導員数	他企業占用埋設者等協議	残置 申請	備考
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			
区 前・後・夜		専・臨・撤						分岐・撤去 不断水・断水 /	人			

① 前…午前から施行する工事、 後…午後から施行する工事、 夜…夜間(午後 5 時以降)から施行する工事

② 専…専用申込の工事、 臨…臨時用申込の工事、 撤…撤去申込の工事

③ 分水栓止め工事で不用管の残置申請をしたものは残置申請欄へ有と記入すること。

## せん孔等工事施行報告書

工事場所	区 町 丁目 番 号									
整理番号	第 一 一 号	業者名								
施工日	令和 年 月 日	工事種別	専用(新・増・変・撤) 臨時用(新・撤)							
せん孔等工事施行指定工事業者名										
断面詳細図		技能を有する者 氏名								
		As, Co 補装厚 ( cm ) <small>※仮補装厚ではなく、現状の補装厚</small> 分岐箇所から最初に設ける 水道用ソフトシール仕切弁 製造会社 : _____ 製造年 : _____								
分岐対象管 引込管 土の色 (配水管廻り)		管種 口径 mm 管種 口径 mm 黒・黒以外 (黒:腐食性土質等)		水中ポンプ 既設配水管 (ポリスリーブ) 既設配水管 (外面のサビ)		要 (水位(-) m) 不要 有(全体・継手のみ) 無 有 無		他の埋設管 有 ガス (口径 mm) NTT (口径 mm) 電気 (口径 mm) 下水 (口径 mm) その他 (口径 mm)		
注1: 引込管の埋設深さが上図と異なる場合は修正し、その埋設寸法を記入すること。注2: 他の埋設管の寸法も記入すること。 注3: 撤去工事の場合は、報告書を分けて記入し、撤去箇所の寸法を記入すること。注4: 該当箇所に○印を記入すること。 注5: 分水栓の「製造年」、「型式」及び、割T字管(一般)の「型式」は記入不要とする。										
平面詳細図		<table border="1"> <tr> <td>方 位</td> </tr> </table>								方 位
方 位										
注1: 分岐位置及び止水栓の位置は、隣宅境界、仕切弁又は道路角等の不変的目標物からの寸法を記入すること。 注2: 他の埋設管の寸法も記入すること。 注3: 撤去工事の場合は、報告書を分けて記入し、撤去箇所の寸法を記入すること。										

# 閉庁日せん孔等工事施行理由書

令和 年 月 日

(あて先)

広島市水道事業管理者

指定給水装置工事事業者（住所）

(氏名)

給水装置工事のせん孔等工事は、万が一の事故に備え、水道局職員が迅速に対応するため、原則、水道局開庁時間内で施工することとなっていますが、この度の工事において下記理由により、開庁時間内でせん孔等工事を施工することができません。

つきましては、「せん孔等工事に関する施行要領」を確実に遵守し、事故なく安全に施工するよう努めますので、閉庁日に施工することを許可していただきますようお願いします。

記

せん孔実施予定日	年           月           日 ( )
整 理 番 号	第           —           — 号
設 置 場 所	
水道局開庁日に施行できない理由	

備考	係	係 長	所 長

大きさ A4版 刷り色 黒